契約不適合に関する四約款の改正案

○公共工事標準請負契約約款	○民間工事標準請負契約約款(甲) ○民間工事標準請負契約約款(甲)	○ 民間工事標準請負契約約款(乙)	○建設工事標準下請契約約款
(契約不適合責任)	(契約不適合責任)	(契約不適合責任)	(契約不適合責任)
第四十四条 発注者は、引き渡された工	第二十九条 発注者は、引き渡された工	第十九条 発注者は、引き渡された工事	第三十三条(A) 元請負人は、引き渡さ
事目的物が種類又は品質に関して契約	事目的物が種類又は品質に関して契約	目的物が種類又は品質に関して契約の	れた工事目的物が種類又は品質に関し
の内容に適合しないもの(以下「契約不 適合」という。)であるときは、受注者	の内容に適合しないもの(以下「契約不 適合」という。)であるときは、受注者	内容に適合しないもの(以下「契約不適 合」という。) であるときは、受注者に	て契約の内容に適合しないもの(以下 「契約不適合」という。)であるときは、
に対し、目的物の修補、代替物の引渡し	に対し、目的物の修補、代替物の引渡し	対し、目的物の修補、代替物の引渡し又	受注者に対し、目的物の修補、代替物の
又は不足分の引渡しによる履行の追完	又は不足分の引渡しによる履行の追完	は不足分の引渡しによる履行の追完を	引渡し又は不足分の引渡しによる履行
を請求することができる。ただし、その	を請求することができる。ただし、その	請求することができる。ただし、その履	の追完を請求することができる。ただ
履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求するこ	履行の追完に過分の費用を要するとき は、発注者は履行の追完を請求するこ	行の追完に過分の費用を要するときは、 発注者は履行の追完を請求することが	し、その履行の追完に過分の費用を要す るときは、発注者は履行の追完を請求す
は、光圧省は優行の追先を請求すると とができない。	は、光圧自は腹1000元を調水すると とができない。	光圧省は腹11の巨元を崩氷することが できない。	ることができない。
23 22 300	2,3 (2.3,000)		\$CC3 CC3600
			第三十三条(B) 元請負人は、引き渡さ
			れた工事目的物が種類又は品質に関し て契約の内容に適合しないもの(以下
			「契約不適合」という。)であり、その
			契約不適合が下請負人の責めに帰すべ
			き事由により生じたものであるときは、
			下請負人に対し、目的物の修補、代替物 の引渡し又は不足分の引渡しによる履
			行の追完(工事目的物の範囲に限る。)
			を請求することができる。ただし、契約
			不適合の程度が重要でなく、かつ、その
			修補に過分の費用を要するときは、元請 負人は修補を請求することができない。
2 前項の場合において、発注者に不相	2 前項の場合において、発注者に不相	2 前項の場合において、発注者に不相	2 前項の場合において、元請負人に不
当な負担を課するものでないときは、	当な負担を課するものでないときは、	当な負担を課するものでないときは、発	相当な負担を課するものでないときは、
発注者が請求した方法と異なる方法に	発注者が請求した方法と異なる方法に	注者が請求した方法と異なる方法による場合の治院を表するとれてきる。	元請負人が請求した方法と異なる方法
よる履行の追完をすることができる。 3 第一項の場合において、発注者が相	よる履行の追完をすることができる。 3 第一項の場合において、発注者が相	る履行の追完をすることができる。 3 第一項の場合において、発注者が相	による履行の追完をすることができる。 3 第一項の場合において、元請負人が
当の期間を定めて履行の追完の催告を	当の期間を定めて履行の追完の催告を	当の期間を定めて履行の追完を催告を	相当の期間を定めて履行の追完の催告
し、その期間内に履行の追完がないと	し、その期間内に履行の追完がないと	し、その期間内に履行の追完がないとき	をし、その期間内に履行の追完がないと
きは、発注者は、その不適合の程度に応 じて代金の減額を請求することができ	きは、発注者は、その不適合の程度に応 じて代金の減額を請求することができ	は、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。	きは、元請負人は、その不適合の程度に 応じて代金の減額を請求することがで
る。ただし、次の各号のいずれかに該当	る。ただし、次の各号のいずれかに該当	ただし、次の各号のいずれかに該当する	きる。ただし、次の各号のいずれかに該
する場合は、催告をすることなく、直ち	する場合は、催告をすることなく、直ち	場合は、催告をすることなく、直ちに代	当する場合は、催告をすることなく、直
に代金の減額を請求することができ	に代金の減額を請求することができ	金の減額を請求することができる。	ちに代金の減額を請求することができ る。
る。 一 履行の追完が不能であるとき。	る。 一 履行の追完が不能であるとき。	 一 履行の追完が不能であるとき。	ー 。 一 履行の追完が不能であるとき。
二 受注者が履行の追完を拒絶する意	二 受注者が履行の追完を拒絶する意	二 受注者が履行の追完を拒絶する意	二 下請負人が履行の追完を拒絶する
思を明確に表示したとき。	思を明確に表示したとき。	思を明確に表示したとき。 三 契約の性質又は当事者の意思表示	意思を明確に表示したとき。
三 契約の性質又は当事者の意思表示 により、特定の日時又は一定の期間内	三 契約の性質又は当事者の意思表示 により、特定の日時又は一定の期間	三 契約の性質又は当事者の意思表示 により、特定の日時又は一定の期間	三 契約の性質又は当事者の意思表示 により、特定の日時又は一定の期間
に履行しなければ契約をした目的を	内に履行しなければ契約をした目	内に履行しなければ契約をした目的	内に履行しなければ契約をした目的
達することができない場合において、	的を達することができない場合に	を達することができない場合におい	を達することができない場合におい
受注者が履行の追完をしないでその 時期を経過したとき。	おいて、受注者が履行の追完をしな いでその時期を経過したとき。	て、受注者が履行の追完をしないで その時期を経過したとき。	て、下請負人が履行の追完をしない でその時期を経過したとき。
四前三号に掲げる場合のほか、発注	四前三号に掲げる場合のほか、発注	四前三号に掲げる場合のほか、発注	四前三号に掲げる場合のほか、元請
者が本項本文の催告をしても履行の	者が本項本文の催告をしても履行	者が本項本文の催告をしても履行の	負人が本項本文の催告をしても履行
追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。	の追完を受ける見込みがないこと が明らかであるとき。	追完を受ける見込みがないことが明 らかであるとき。	の追完を受ける見込みがないことが 明らかであるとき。
4 第一項又は第三項の規定は、工事目	4 第一項又は第三項の規定は、工事目	4 第一項又は第三項の規定は、工事目	4(A) 第一項又は第三項の規定は、工
的物の契約不適合が支給材料の性質又	的物の契約不適合が支給材料の性質又	的物の契約不適合が支給材料の性質又	事目的物の契約不適合が支給材料の
は発注者若しくは監督員の指図により 生じたものであるときは適用しない。	は発注者若しくは監督員の指図により 生じたものであるときは適用しない。	は発注者若しくは監督員の指図により 生じたものであるときは適用しない。た	性質又は元請負人若しくは監督員の 指図により生じたものであるときは
±0たものであるとさは週用しない。 ただし、受注者がその材料又は指図の	ただし、受注者がその材料又は指図の	だし、受注者がその材料又は指図の不適	
不適当であることを知りながらこれを	不適当であることを知りながらこれを	当であることを知りながらこれを通知	材料又は指図の不適当であることを
通知しなかったときは、この限りでな	通知しなかったときは、この限りでな	しなかったときは、この限りでない。	知りながらこれを通知しなかったと
(契約不適合の担保期間)	い。 (契約不適合の担保期間)	 (契約不適合の担保期間)	きは、この限りでない。 (契約不適合の担保期間)
第四十四条の二 発注者は、引き渡され	第三十条 発注者は、引き渡された工事	第十九条の二 発注者は、引き渡された	第三十三条の二 元請負人は、引き渡さ
た工事目的物に関し、履行の追完の請	目的物に関し、履行の追完の請求、損害	工事目的物に関し、履行の追完の請求、	れた工事目的物に関し、履行の追完の請
求、損害賠償の請求、代金の減額の請求 又は契約の解除は、工事目的物の引渡	賠償の請求、代金の減額の請求又は契 約の解除は、工事目的物の引渡しの日	損害賠償の請求、代金の減額の請求又は 契約の解除は、工事目的物の引渡しの日	求、損害賠償の請求、代金の減額の請求 又は契約の解除は、工事目的物の引渡し
しの日から、○年以内に行わなければ	から、二年以内に行わなければならな	から、二年以内に行わなければならな	の日から、〇年以内に行わなければなら
ならない。ただし、契約不適合が受注者	い。ただし、契約不適合が受注者の故意	い。ただし、契約不適合が受注者の故意	ない。ただし、契約不適合が受注者の故
の故意又は重過失により生じたもので	又は重過失により生じたものであると	又は重過失により生じたものであると	意又は重過失により生じたものである
あるときはこの限りでない。 注:○の部分には原則として二を記入する。	きにはこの限りでない。	きにはこの限りでない。	ときにはこの限りでない。 注 〇の部分には原則として元請契約における
			契約不適合の担保責任の期間に相応する数
	つ 並頂の担守によりなっず 建物 !!!!	2 治暦の担党におおからず サル は	字を記入する。
	2 前項の規定にかかわらず、建築設備 の機器、室内装飾、家具等の契約不適合	2 前項の規定にかかわらず、造作、装 飾、家具等の契約不適合については、引	
	については、引渡しの時、監理者が検査	渡しの時、監理者が検査して直ちにその	
	して直ちにその履行の追完を求めなければ、受けませ、	履行の追完を求めなければ、受注者は、	
	れば、受注者は、その責任を負わない。 ただし、隠れた契約不適合については、	その責任を負わない。ただし、隠れた契約不適合については、引渡しの日から一	
	引渡しの日から一年の契約不適合の担	年の契約不適合の担保責任を負う。	
2 民法六百三十七条の規定は、前項の	保責任を負う。 3 民法六百三十七条の規定は、前二項	 3 民法六百三十七条の規定は、前二項	2 民法六百三十七条の規定は、前項の
場合には適用しない。	の場合には適用しない。	の場合には適用しない。	場合には適用しない。
3 発注者は、工事目的物の引渡しの際	4 発注者は、この契約の目的物の引渡		
に契約不適合があることを知ったとき は、第一項の規定にかかわらず、その旨	しの時に、第一項の契約不適合がある ことを知ったときは、遅滞なく書面を		
を直ちに受注者に通知しなければ、当	もってその旨を受注者に通知しなけれ		
該契約不適合に対する履行の追完の請	ば、同項の規定にかかわらず、当該契約		
求、損害賠償の請求、代金の減額の請求 又は契約の解除をすることはできな	不適合に対する履行の追完の請求、損 害賠償の請求、代金の減額の請求又は		
人の大心の許你ですることはしさな	ロ川県ツ明小、1/亚ツ/帆領ツ・調水人は	<u> </u>	

い。ただし、受注者がその契約不適合が	契約の解除をすることができない。た		
あることを知っていたときは、この限	だし、受注者がその契約不適合がある		
りでない。	ことを知っていたときは、この限りで		
	ない。		
4 この契約が、住宅の品質確保の促進	5 この契約が、住宅の品質確保の促進	4 この契約が、住宅の品質確保の促進	3 この契約が、住宅の品質確保の促進
等に関する法律(平成十一年法律第八	等に関する法律(平成十一年法律第八	等に関する法律(平成十一年法律第八十	等に関する法律(平成十一年法律第八十
十一号)第九十四条第一項に規定する	十一号)第九十四条第一項に規定する	一号)第九十四条第一項に規定する住宅	一号) 第九十四条第一項に規定する住宅
住宅新築請負契約である場合には、工	住宅新築請負契約である場合には、工	新築請負契約である場合には、工事目的	新築請負契約である場合には、工事目的
事目的物のうち住宅の品質確保の促進	事目的物のうち住宅の品質確保の促進	物のうち住宅の品質確保の促進等に関	物のうち住宅の品質確保の促進等に関
等に関する法律施行令(平成十二年政	等に関する法律施行令(平成十二年政	する法律施行令(平成十二年政令第六十	する法律施行令(平成十二年政令第六十
令第六十四号)第五条に定める部分の	令第六十四号) 第五条に定める部分の	四号) 第五条に定める部分の瑕疵 (構造	四号) 第五条に定める部分の瑕疵 (構造
瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響	瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響	耐力又は雨水の浸入に影響のないもの	耐力又は雨水の浸入に影響のないもの
のないものを除く。) について履行の追	のないものを除く。) について履行の追	を除く。)について履行の追完の請求、	を除く。)について履行の追完の請求、
完の請求、損害賠償の請求、代金の減額	完の請求、損害賠償の請求、代金の減額	損害賠償の請求、代金の減額の請求又は	損害賠償の請求、代金の減額の請求又は
の請求又は契約の解除を行うことので	の請求又は契約の解除を行うことので	契約の解除を行うことのできる期間は、	契約の解除を行うことのできる期間は、
きる期間は、十年とする。この場合にお	きる期間は、十年とする。この場合にお	十年とする。この場合において、前三項	十年とする。この場合において、前二項
いて、前三項の規定は適用しない。	いて、前各項の規定は適用しない。	の規定は適用しない。	の規定は適用しない。
注 第四項は住宅の品質確保の促進等に関す	注 第五項は住宅の品質確保の促進等に関す	注 第四項は住宅の品質確保の促進等に関する	注 第三項は住宅の品質確保の促進等に関する
る法律(平成十一年法律第八十一号)第九十	る法律(平成十一年法律第八十一号)第九十	法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四	法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条
四条第一項に規定する住宅新築請負契約の	四条第一項に規定する住宅新築請負契約の	条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合	第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に
場合に使用することとする。	場合に使用することとする。	に使用することとする。	使用することとする。
	6 第一項、第二項、第四項及び第五項		
	の規定は、第十七条第四項各号 (第五項		
	にあっては第三号を除く)のいずれか		
	の場合に生じたこの契約の目的物の契		
	約不適合については、適用しない。がだ		
	し同条第五項に該当するときは、この		
	限りでない。		